

令和2年度和歌山県農地中間管理機構活動方針

1 趣旨

国では、今後10年間の農政の方向を定める「新たな食料・農業・農村基本計画」の検討が行われており、国内外の需要の変化に的確に対応した農業生産を推進し、国内生産の維持・拡大と農業者の所得向上を実現するため、「食・需要」「人・農地」「技術・生産」「地域・農村」「災害」など5つの柱を骨子とし、食料・農業・農村それぞれの現場の課題に根ざした施策を推進していくこととしている。

その中で、「人・農地」対策では担い手への農地の集積・集約化の推進とともに、農業生産基盤整備の推進、荒廃農地の発生防止・解消対策など多様な農地利用方策の検討を行い、農業経営の底上げにつなげる対策を講じ、生産基盤の強化につなげていくこととしている。

一方、県では、意欲ある農業者等へ農地の利用集積を促進し、優良農地の維持確保と担い手の経営安定を図るため、市町等関係機関に人・農地プランの実質化を推進するとともに、農業経営発展サポート事業を活用し、地域農業をけん引する強い経営体の育成に取り組んでいるところである。

その様な中、当公社では、農地の貸借は順調に伸びているものの、優良農地を維持確保していくためには、法改正に伴う人・農地プランの実質化の推進や農地中間管理事業に係る手続きの簡素化を契機として、農地利用の最適化をさらに加速させるための新たな取組を進める必要がある。

このため、県と一体となり県地理情報システムを活用しながら人・農地プランの実質化による地域の話し合いの推進を行うとともに、各地域の「農地活用協議会」と連携を図り、農地中間管理事業と併せて和歌山版遊休農地リフォーム化事業を活用し、これまで以上に農地流動化に取り組んでいく。

また近年、高齢化により、段階的に農地売却を希望する方が増加傾向であることから、農地の売り手と買い手のみならず、市町や農業公社それぞれにメリットがある「特例事業」の活用推進にも積極的に取り組んでいく。

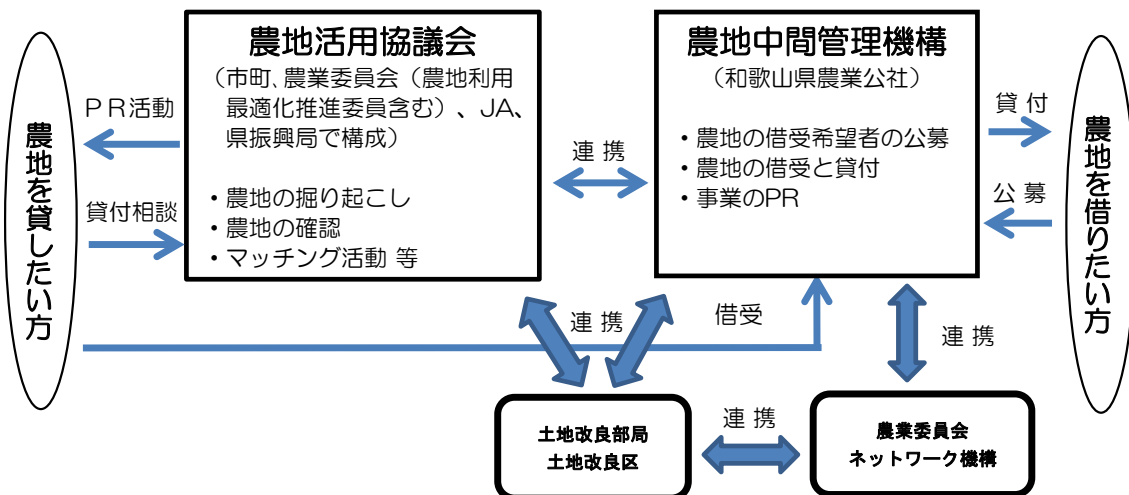
さらに、これまで連携協定を締結している県農業法人協会、(一社)県農業会議及び県土地改良事業団体連合会と連携し、農地利用最適化推進委員との協働や機構関連基盤整備事業の推進などに取り組む。

2 集積目標面積

単位:ha

機構の 借入面積	機構の 転貸面積	うち新規 集積面積
200	200	60

3 推進体制



4 関係機関の役割分担

(1) 市町

- ア 農地活用協議会へ参画
- イ 相談窓口
- ウ 農地の掘り起こし
- エ 人・農地プランの作成・見直しと実質化
- オ 遊休農地リフォーム化事業への協力支援
- カ 荒廃農地の発生・解消状況に関する情報提供
- キ 機構からの委託業務の実施(一部市町)

(2) 市町農業委員会

- ア 農地活用協議会へ参画
- イ 相談窓口
- ウ 農地の掘り起こし
- エ 農地の利用状況や利用意向に関する情報提供
- オ 農地中間管理機構推進協力員活動
- カ 人・農地プランの実質化への協力
- キ 遊休農地リフォーム化事業への協力支援

(3) JA

- ア 農地活用協議会へ参画
- イ 相談窓口
- ウ 農地の掘り起こし
- エ 機構からの委託業務の実施
- オ 遊休農地リフォーム化事業への協力支援

(4) 土地改良部局と土地改良区

- ア 基盤整備事業実施区域における機構事業の推進
- イ 機構関連基盤整備事業の周知・徹底
- ウ 機構からの委託業務の実施（一部改良区）

(5) 農業委員会ネットワーク機構

- ア 農業委員会が取り組む機構事業の進行管理
- イ 農地利用最適化推進委員への支援

(6) 県（機構事業担当部局）

- ア 振興局が農地活用協議会へ参画
- イ 相談窓口
- ウ 農地の掘り起こし（県地理情報システムを活用した農地利用の最適化）
- エ 県地理情報システムを活用した人・農地プランの実質化支援
- オ 遊休農地リフォーム化事業の推進及び協力支援

5 関係機関と連携した具体的な取組

(1) 農地活用協議会と連携した活動

- ア 農地の掘り起こし
 - ・農地相談会の開催（市町産業まつり、農協イベント等）
 - ・農地利用状況現地調査の実施（農業委員会の農地利用状況調査と連携）
- イ マッチング活動
- ウ 遊休農地リフォーム化事業への協力支援
- エ 地域別農地活用協議会全体会議の開催
（活動方針・計画の作成と検証等）
- オ 各機関の広報誌でのPR
- カ 県地理情報システムを活用した農地利用の最適化

(2) 県（機構事業担当部局）と連携した取組

- ア 事業対象市町長及び全JA組合長への機構事業活用要請
- イ 県振興局担当者会議の開催（国の指導事項への対応、活動方針の検討等）
- ウ 県職員による業務プラス1活動
（現場業務の際、貸したい農地情報を収集し、県地理情報システムへ反映）
- エ 市町に対して人・農地プランの実質化を働きかけ
（県地理情報システムによる実質化支援）
- オ 機構による遊休農地リフォーム化事業の推進
- カ 中間保有農地等における草刈り等の業務委託の実施
- キ 農地中間管理事業台帳システムの活用による業務効率化

(3) 県（土地改良部局）及び土地改良区と連携した取組

- ア 機構関連基盤整備事業の周知
- イ 重点実施区域における農地の集積活動
- ウ 新たな重点実施区域の設定と区域内での集積計画の作成
- エ 土地改良区における現場からの相談対応体制の整備（機構業務の委託）

(4) 農業委員会ネットワーク機構と連携した取組

- ア 農地利用最適化推進委員との意見交換（地域での役割分担の明確化等）
- イ 農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修会の開催
- ウ 農業委員会との連携会議（会長や事務局長との意見交換）
- エ 農地利用最適化推進委員による地域の話し合いのコーディネートを推進

(5) 機構の取組

- ア テレビとラジオでのCM
- イ 機構事業のPRパンフレット等の作成・配布
- ウ 果樹支援対策事業（果樹農業生産力増強総合対策等）の実施
- エ 遊休農地リフォーム化事業による貸借
- オ 機構関連基盤整備事業の周知
- カ 市町及び土地改良区への機構業務委託の拡大

6 年間スケジュール

